

静岡中央ロータリークラブ 細則

第1条 理事及び役員選挙

第1節

役員を選挙すべき1ヵ月前の例会において、その議長たる会長は指名委員会に対して、次々年度の会長候補者の指名を求めなければならない。指名委員会は当該例会に出席する会長経験者全員によって構成される。

適法に行われた指名は年次総会に付され、定足数を満たした出席会員の過半数の賛成を得て承認されるものとする。承認された次々年度会長は、次年度において会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

本クラブの役員とは当該年度の会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督とし、これら全員を理事会メンバーとする。また、本クラブの理事は会長により当該年度の中で必要とした委員長等も含む。

次年度の理事・幹事・会計については、年次総会において現会長エレクトから総会に諮られ出席会員の過半数の賛成を得て決定されるものとする。理事候補者・幹事候補者・会計候補者は現会長エレクトの推薦によって年次総会以前に理事会に諮られ決定される。

第2節

次年度理事会は、1週間以内に会合して次年度理事会を構成する委員会の委員長、会場監督、副幹事を選任しなくてはならない。

尚、会長は必要に応じて会員中、特に副幹事、特別委員会委員長などを理事会メンバーとして理事会に参加させることができるものとする。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定により補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、及び直前会長と会長により必要とされた委員長等に加えて本細則第1条第2節により指名された理事会メンバーだけが決議権を持つものとする。

本クラブにおいては会長が必要とするときに指名した会員を理事会に出席させることができるものとするが、こうして指名された会員は理事会決議事項に対し、決議権を持たないものとする。

第3条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってR I 事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、R I 事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなけれ

ばならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

但し、幹事は次年度会長の指名した副幹事に、その任務の一部を代行させることができる。副幹事は役員及び理事ではないが、理事会に出席して会の運営全般につき情報を得る機会を得、また代行する幹事の任務に関し、意見を述べるることができるものとする。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことにある。その職を去るにあたっては会計はその保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブの財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月第一例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節

本クラブの例会は月曜日18時に月2回以上にて開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは全てクラブの会員全部にしかるべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録される。その出席は本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60%出席していたことが実証されるか、もしくは定款第9条第1節の別段の規定によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第1月曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合しかるべき予告が行われなければならない。

第5節

理事会メンバーの過半数をもおって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

入会金は100,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。但し、入会承認が得られなかった場合には入会金は返還されるものとし、利息は付さない。

第2節

会費は年間240,000円とし、毎年7月1日及び1月1日に米貨6ドルを各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年4回7月1日、10月1日、1月1日及び4月1日に納入すべきものとする。但し、年度の途中で退会する会員については、退会の直後の納入期日以降の会費を免除とする。既に支払った会費（上記年2回のロータリアン誌の購読料として充当された金額を含む）については、返還されないものとする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理される。

第7条 委員会

第1節

本クラブの各委員会は、定款の第11条第7節に挙げられた委員会または理事会・会長が必要とする委員会からなる。

第2節

会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節

それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第8条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。(注:このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し、定款第9条第2節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には参入されない)

第9条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節

すべての勘定書は役員の署名する伝票に基づき、支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回、本クラブの会計監査によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全管理のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。R Iに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。(注:半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はR I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度と成るものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合にはこの限りではない。

第10条 会員選挙の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格のすべてを満たしていることを、職業分類委員会および委員選考委員会の審査を経て確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦者に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合において、これを審議して票決を行い、出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えなかった場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

この選挙後、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は、当該会員に対して会員証を発行し、その氏名をR I 事務総長に報告しなければならない。ロータリー情報・新会員フェロー委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供するとともに、当該会員がクラブに溶け込めるよう援助するものとする。

第11条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第12条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規事項

スピーチその他のプログラム

閉会

第13条 改正

本細則は、定足数の出席する例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびR I の定款、細則と背馳する如き改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。